

福井県アライグマ防除実施計画

平成 28 年 3 月

福 井 県

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	背景	
(2)	目的	
2	特定外来生物の種類	2
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	2
5	現状	3
(1)	生息状況	
(2)	捕獲状況	
(3)	被害状況	
(4)	捕獲体制	
6	防除	7
(1)	目標	
(2)	地域目標	
7	捕獲	8
(1)	捕獲の方法	
(2)	実施体制	
(3)	捕獲班の整備等	
(4)	捕獲の際の留意点	
8	捕獲個体の処置	11
(1)	殺処置方法	
(2)	殺処置の例外	
(3)	殺処置後の最終処置	
9	傷病鳥獣として救護されたアライグマの扱い	11
10	被害の予防対策	11
(1)	アライグマの餌管理	
(2)	農業被害	
(3)	生活環境被害	
(4)	文化財被害	
(5)	希少動物への被害	
11	普及啓発	12
12	モニタリング	12
13	合意形成等	13
(1)	地域等での合意形成	
(2)	県民への情報提供、意見の収集	
(3)	アライグマ防除実施計画検討委員会の設置	
14	進行管理	13

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

アライグマは、北米大陸に広く生息する食肉目アライグマ科に属する中型の哺乳類である。

アライグマが日本の野外で目撲されたのは、昭和 37 年、愛知県の動物園から脱走し、野生化したものが最初といわれている。

その後、昭和 50 年代に放映された、子どもたちに人気のあったアニメーションの影響等から、愛らしいペットとしてのイメージが定着し、海外から大量に輸入され、一般の家庭でも飼育されることになった。しかし、実際には成長するにつれ飼育が困難になることなどから、飼い主が野外へ放棄したり、飼育場所から逃げ出したりする例が相次ぎ、全国各地で野生化した個体が確認されるようになった。

アライグマは、もともとは日本に生息していない動物であり、天敵となる動物がないことや、通常、4 月～8 月頃に 2～6 頭もの子どもを出産する繁殖力の強さから、近年、野生の個体数が各地で爆発的に増加している。

また、小型の哺乳類、野鳥やその卵、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類等の動物をはじめ、果実、野菜、穀類等の農作物まで幅広い食性を持つことから、地域固有の希少な動植物を捕食することや、地域の農業へ甚大な被害をもたらすほか、家屋に入り込んでの糞尿被害などが報告されている。

さらに、アライグマ回虫症、レプトスピラ症などの人獣共通感染症の媒介の可能性も懸念されている。日本国内の狂犬病の発生は、昭和 32 年以降確認されていないが、原産国の中米では、アライグマが狂犬病の媒介動物として問題となっている。

このような状況から、平成 16 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）において、アライグマは「特定外来生物」に指定され、その飼育、運搬、保管、輸入、販売は原則禁止となり、野外に放つ行為は禁止されることとなった。

また、生態系等に被害の恐れが生じる場合などには、主務大臣の確認または認定を受けて防除できることとなり、現在、全国各地でアライグマの防除が進められている。福井県においては、平成 21 年 3 月に福井県アライグマ防除実施計画を策定し、県および市町が実施主体となって、アライグマの防除を実施している。

福井県において、野外でアライグマが確認されたのは、平成 7 年 7 月 18 日に福井市で人馴れした雄 1 頭が捕獲されたことに始まる。平成 9 年には、旧金津町の民家の屋根裏で初めて繁殖が確認された。

平成 13 年度にアライグマの有害捕獲が始まり、5 頭が初めて有害捕獲されて以降、その捕獲数は年々増加している。

農業被害は、平成 18 年度に初めて報告があったが、それまでにも、他の中型獣類の被害に紛れて被害が発生していたと考えられる。

また、家屋侵入による糞尿被害など生活環境被害も発生している。近年の捕獲状況を見ると、今後も個体数の激増とそれに伴って種々の被害が増加していくおそれが多く、緊急に対応しなければならない状況にある。

(2) 目的

アライグマによる農業被害、生活環境被害、文化財被害、生態系被害への抜本的対策としては、アライグマを野外から排除することが重要である。

アライグマは、天敵のいない日本の自然環境で急速に個体数を増やしており、対策が遅れると個体数が飛躍的に増加し、結果的に捕獲のための努力や経費のみならず、安楽死措置すべき個体数を増やすことになる。したがって、科学的、計画的な対策を早急に実施し、徹底した捕獲により野生個体の完全排除を図ることが重要である。

後述のとおり、本県ではアライグマの生息等に関する科学的情報が少なく、個体数推定も困難であるが、今後、急激な個体数と被害の増加が予想されることから、科学的な情報を収集しながら、早急な対応を行うことが必要と考えられる。そのため、外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を策定し、県、市町、関係団体、住民等の役割を確認するとともに、それぞれが連携し、効果的な防除※を推進する。

※防除とは、アライグマの捕獲による野外からの排除と、被害の予防対策を行うことにより、アライグマによる農業被害、生活環境被害、文化財被害、生態系被害をなくす対策を指す。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：プロキュオン・ロトル *Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：プロキュオン・カンクリヴィオルス *Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

福井県内全域

4 防除を行う期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日※

※アライグマを取り巻く状況の変化に応じて、計画期間内であっても、隨時見直しを行う。

5 現状

(1) 生息状況

アライグマの生息状況を把握するため、平成 21 年度に、社寺等の木造建築物に残されたアライグマの爪跡などの生息痕跡を、現地の目視調査により実施した。調査を実施した社寺等の木造建築物の位置を基に 3 次メッシュで集計した結果、592 メッシュのうち 569 メッシュ（96%）でアライグマあるいはアライグマの可能性がある生息痕跡を確認した。

本調査結果により、平成 21 年度時点で、福井県内の全ての市町において、野外にアライグマが生息しているか、かつて生息した可能性があることが明らかとなつた。

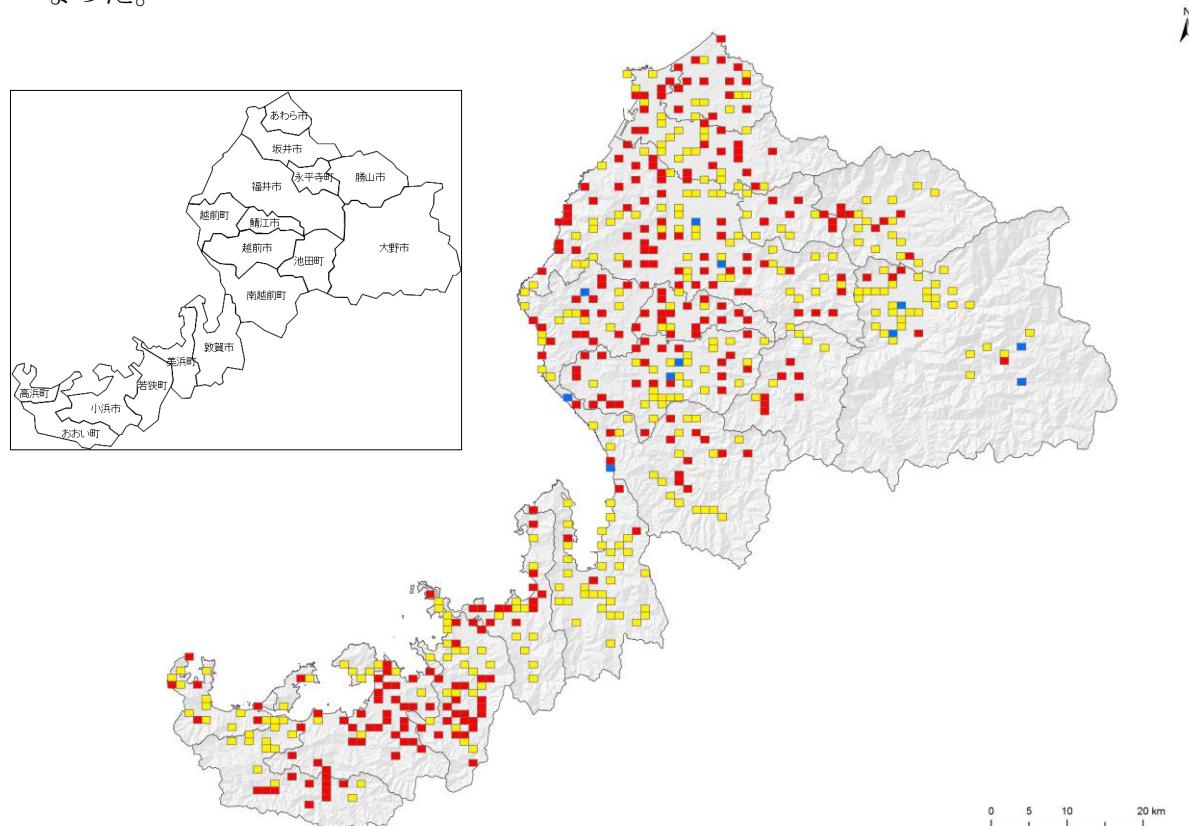


図 1 アライグマの痕跡調査結果による生息状況

（痕跡調査 実施期間：平成 21 年 12 月～平成 22 年 1 月）

■：アライグマの生息痕跡があったメッシュ、■：アライグマあるいは他の哺乳類の生息痕跡があったメッシュ、■：アライグマの生息痕跡が確認されなかったメッシュ
(1 メッシュ : 約 1 km × 1 km)

(2) 捕獲状況

① 経年変化

福井県におけるアライグマの捕獲は、主として「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣法)に基づく許可捕獲(有害捕獲)によって実施されている。

アライグマの有害捕獲が、初めて実施された平成 13 年度以降の年度毎の捕獲数の推移を見ると、平成 13 年度に 5 頭だった捕獲数は年々増加し、平成 22 年度には過去最高の 374 頭が捕獲され、以降は 300 頭前後の捕獲数で推移している。

市町別に見ると、池田町以外の全ての市町で捕獲記録が確認されており、総捕獲数は、福井市、越前町、小浜市、高浜町、おおい町の順で捕獲数が多くなっている。

個体数の増減傾向については、捕獲効率の変化が把握できていないために不明であるが、今後最も重要なかつ必要なデータとして収集を図る必要がある。

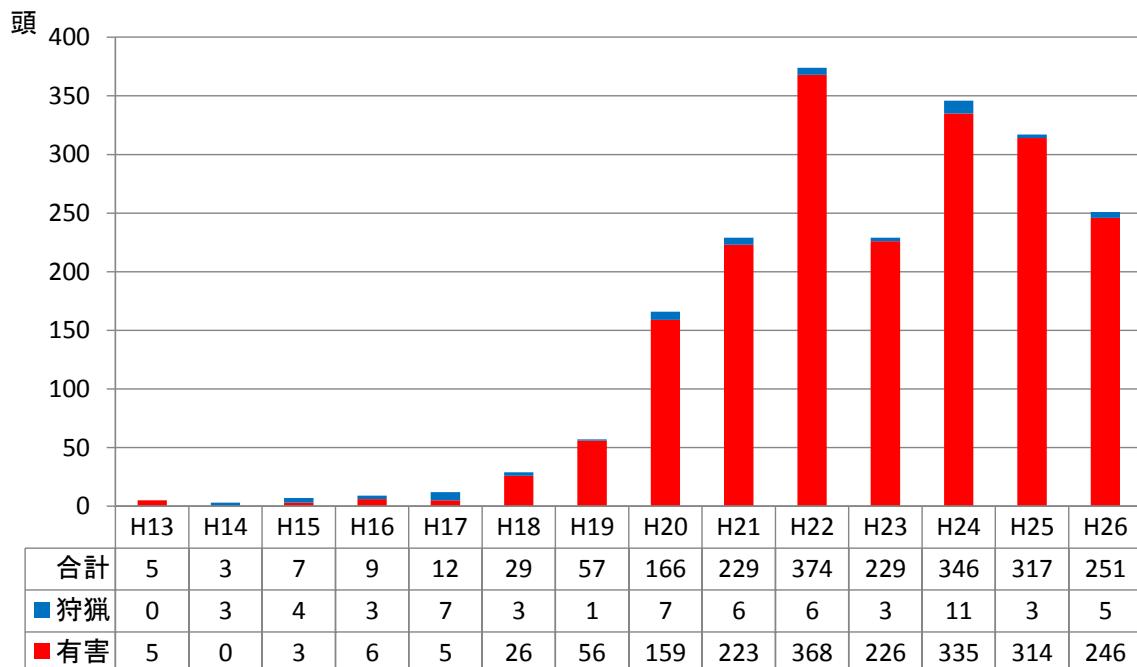


図2 アライグマ捕獲数の推移（年度）

市町名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
福井市						4	16	46	38	40	62	72	80	358	
永平寺町									1	5	19	14	3	42	
あわら市										6	8	12	4	30	
坂井市									1		13	26	21	61	
大野市											1	6		7	
勝山市									1	6	4	2	1	14	
越前市						5	8		14	26	45	29	19	146	
鯖江市							9	3	32	11	2	15	13	85	
池田町															
南越前町							1							1	
越前町								13	45	82	28	65	62	42	337
敦賀市								1	1	1	2	6	1		12
美浜町									1			5	6	14	26
若狭町						1	4	15	16	47	41	18	9	26	177
小浜市			6	5	8	10	23	27	57	20	40	24	13	233	
高浜町					17	23	46	45	31	20	19	18	1	220	
おおい町		3				10	27	39	63	21	28	18	9	218	
狩獵	3	4	3	7	3	1	7	6	6	3	11	3	5	62	
合計	3	7	9	12	29	57	166	229	374	229	346	317	251	2,029	

表1 市町別、アライグマ捕獲数の推移（年度）

②分布状況の変化

アライグマの捕獲場所について、平成 18 年度には嶺南地域の 7 メッシュのみであったが、平成 20 年度以降は嶺北地域にも捕獲場所が拡大しており、平成 20 年度は合計 36 メッシュ、平成 22 年度は合計 50 メッシュ、平成 24 年度は合計 62 メッシュ、平成 26 年度には計 59 メッシュとなっている。一度捕獲があったメッシュではその後も継続的に捕獲がある傾向にあり、地域での根絶に至った例がないことが推察される。また、いずれの地域においても、捕獲が最初に始まった段階であってもメス個体が捕獲されており、捕獲が始まる以前から繁殖し、定着に至っていた可能性が示唆される。

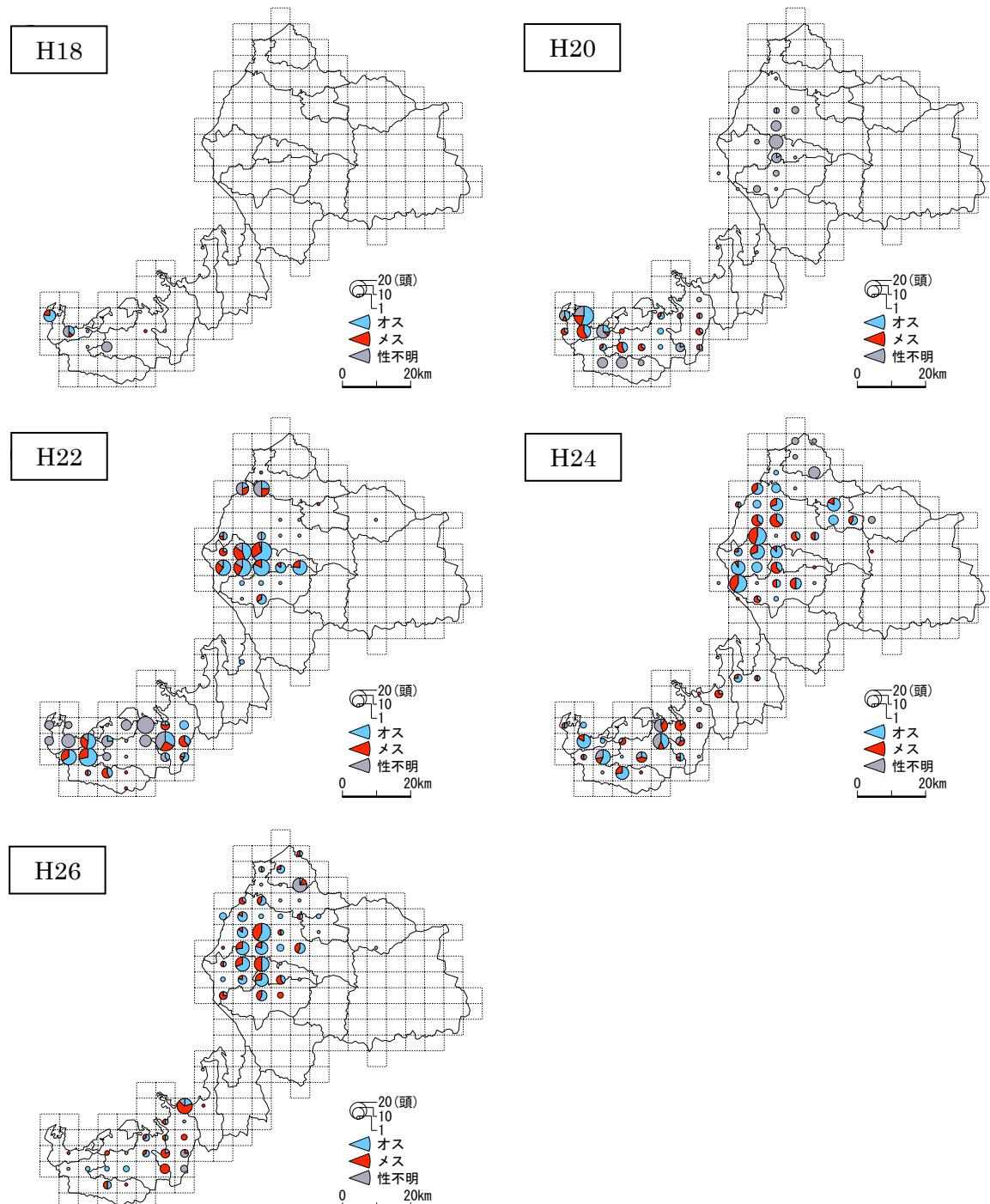


図3 年度ごとのアライグマ捕獲場所の空間分布図

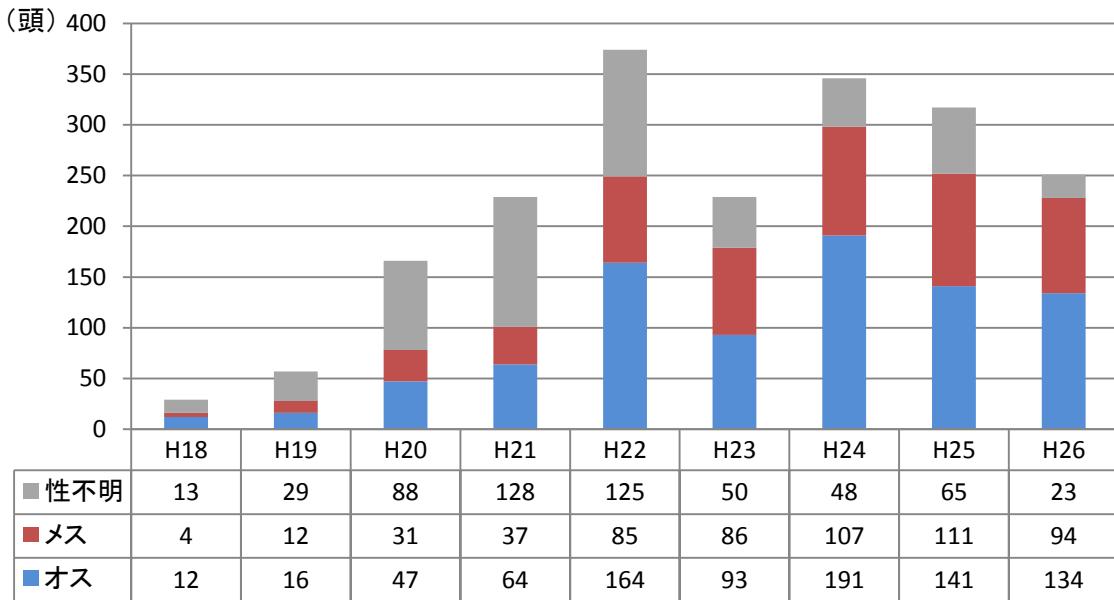


図4 アライグマの雌雄別捕獲頭数の推移

(3) 被害状況

ア 農業被害

アライグマによる農業被害は、平成18年に初めて報告されるようになり、11市町（あわら市、坂井市、福井市、鯖江市、越前市、越前町、南越前町、敦賀市、小浜市、おおい町、高浜町）で、スイカ、サツマイモ、ジャガイモ、トマト、ナス、キュウリ、カボチャ、ウリ、ハクサイ、ダイコン、トウモロコシ、メロン、イチゴ、ブドウ、カキ、クリ、リンゴ、水稻、大豆の被害が報告されている。実際には、その他の地域でもアライグマによる被害が発生していると推測される。また、家庭菜園の食害が発生している。

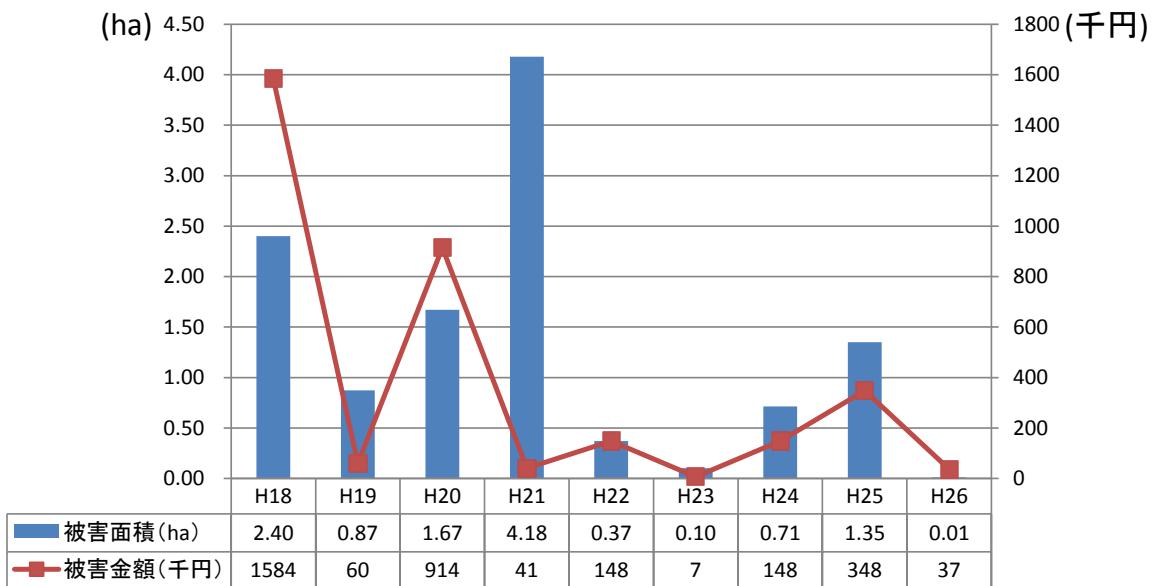


図5 アライグマによる農業被害状況の推移

イ 生活環境被害

アライグマの家屋侵入により、家屋の傷や破損、天井裏の糞尿による衛生被害、騒音などの被害を受けている。

ウ 文化財被害

社寺の木造建造物において、傷や天井板の破損が発生している。

平成 21 年度に、嶺南地域において、3 件のアライグマによる文化財の毀損届出が、文化庁へ提出されている。

エ 生態系被害

今のところ生態系被害を明確に示す資料は多くないが、特に小動物への影響が懸念されている。北海道ではニホンザリガニやエゾサンショウウオなどの捕食が確認されており、神奈川県ではトウキョウサンショウウオへの加害が懸念されている。千葉県や愛知県では手肢のないイシガメなどが大量に発見されており、これもアライグマによる捕食が疑われている。県内においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき国内希少野生動植物種として指定されているアベサンショウウオが生息する丹南地域などでアライグマの生息が確認されている。現状では、被害報告、確認はないが、アライグマによる捕食に遭う可能性が懸念される。

また、鳥類への影響として、京都府ではオオタカの巣にアライグマが侵入している現場が目撃されており、北海道ではアオサギの集団営巣地放棄の原因としてアライグマが疑われている。県内の日野川河川敷においても、捕食など直接的な被害の確認はないが、アライグマによる侵入が確認された後にサギ類のコロニー数が減少したという事例が報告されており、サギ類の卵や雛がアライグマによる捕食に遭う可能性も懸念される。

(4) 捕獲体制

福井県ではアライグマ侵入初期より有害捕獲による捕獲を行っている他、平成 21 年度からは福井県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマ捕獲従事者講習会の受講者や狩猟免許（わな）所持者を各市町が捕獲従事者として登録することで、各従事者が捕獲を実施することのできる体制を整えている。捕獲従事者講習会には、平成 21 年 4 月から平成 28 年 1 月末までに延べ人数で約 1600 人が受講しており、市町の捕獲従事者登録数については、平成 26 年度に県全体で 968 人が登録されている。しかし、外来生物法に基づく捕獲体制を整備しているにも関わらず、現在までの捕獲は全て鳥獣法に基づく有害捕獲による捕獲として報告されている。今後計画を推進する上では、捕獲の実施状況を適切に把握するため、鳥獣法に基づく捕獲と外来生物法に基づく捕獲を明確に区別することを周知徹底することが重要と考えられる。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
従事者登録数 (県全体)	442	634	783	759	877	987

表 2 県全体の捕獲従事者登録数の推移

6 防除

県全体の目標と地域性に基づく要件により地域目標を設定し対応することとする。

(1) 目標

現在、生息数状況等のデータが不足しており、捕獲に係る目標頭数については、科学的な根拠に基づいた設定が困難である。

そのため、この計画では、アライグマによる被害をモニタリングし、その危険性がある場合は、後述する予防対策などをとるとともに、当面、最大限の捕獲を推進することにより、生息数の低減を図り、農作物被害、生活環境被害、文化財被害、生態系被害の防止をすることを目標とする。

なお、最終的に目標とするところは、捕獲の継続とともに生息数等の科学的な知見等に基づき、本県からアライグマの野生個体を完全に排除することである。

(2) 地域目標

生息痕跡調査、有害捕獲等の現状から、次のとおり、アライグマの生息が確認されている地域と生息が確認されていない地域に分けて、対策を実施する。

ア 重点対応地域

現在、アライグマの生息が確認されている一定の地点とその周辺とする。

被害の有無に関わらず積極的に捕獲を実施することとし、被害をモニタリングし、その危険性がある場合は後述する予防対策をとるとともに、徹底的な捕獲を実施し、地域からの野生個体を排除する。

イ 要注意地域

ア以外の地域。

積極的に被害や目撃、痕跡といった生息情報を収集し、新たに生息が確認された場合や、被害の危険性がある場合は後述する予防対策をとるとともに、すみやかに捕獲を実施する。

7 捕獲

(1) 捕獲の方法

原則として、「はこわな」を使用し、次のとおり実施する。

(2) 実施体制

捕獲の実施に当たっては、県、市町が実施主体となり、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら進める。

ア 県

- ・捕獲従事者のための講習会を開催する。
- ・市町と協力して生息状況等のモニタリング、科学的データの収集を行う。
- ・収集した情報を分析する。さらに結果を関係機関、関係者へフィードバックし、防除実施計画の推進に努める。
- ・防除実施計画の進行管理、市町の取組みに対する支援を行う。

イ 市町

- ・捕獲従事者のための講習会を開催する。
- ・後述する捕獲班を編成し、捕獲（運搬を含む）を実施する。

ウ 地域住民、農業者、関係団体

見回りや捕獲時の通報など捕獲班が行う捕獲に協力する。

(3) 捕獲班の整備等

ア 市町の役割

- ・捕獲を計画的に進めるために、必要に応じて防除を行う区域を区分し、区分毎に捕獲従事者を構成員とする捕獲班を編成するものとする。
- ・班を構成する捕獲従事者には、できる限り狩猟免許（わな）所持者を含むものとする。
- ・市町ごとに、捕獲従事者には、狩猟免許（わな）所持者が必ず1名は含まれるようにするものとする。
- ・捕獲に従事するものを捕獲従事者として登録し、捕獲従事者証を発行する。
- ・捕獲従事者の氏名、わな免許所持の有無と防除を行う区域等をまとめ、これを従事者台帳として管理する。
- ・アライグマ防除実施に用いる「はこわな」を台帳管理する。
- ・捕獲結果を四半期ごとに県へ報告する。

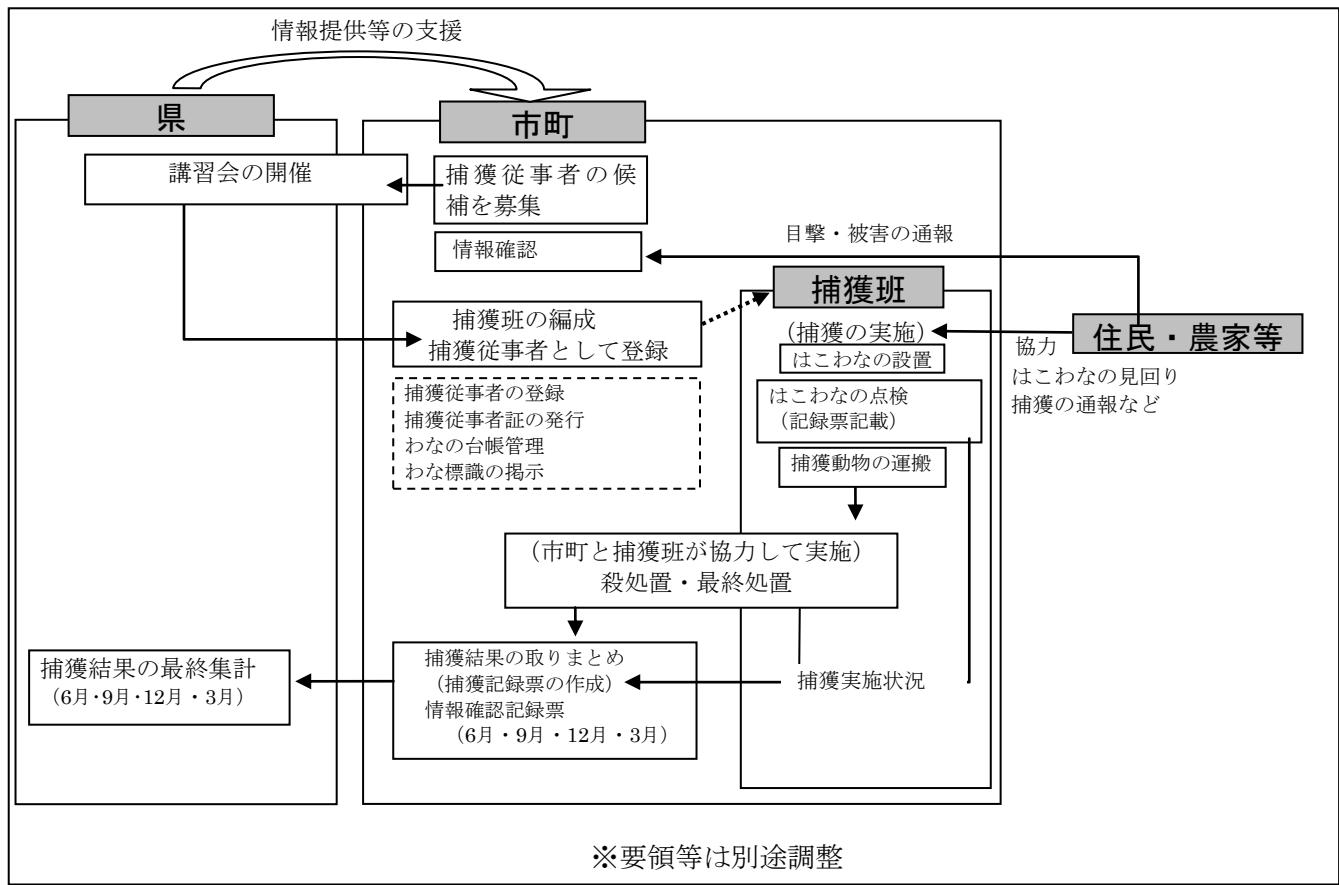
イ 捕獲班

捕獲班は、班ごとに班長を選出する。班長は、市町へ捕獲実施状況を報告する。

ウ 捕獲従事者

市町から捕獲従事者証の交付を受けた者に限り、捕獲従事者として、アライグマの捕獲（生きた個体の運搬を含む）に従事することができる。捕獲従事者証の交付を受けることができる者は、狩猟免許（わな）所持者のほか、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 県または市町が開催する講習会を受講した者
- ② 良識があり、必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者
- ③ 市町長が必要と認める者



(4) 捕獲の際の留意点

捕獲従事者は捕獲を実施する際、次の事項に留意する。

ア 錯誤捕獲の防止

わなは1日1回以上巡視する。アライグマは夜間に捕獲されることが多いため、ネコ等の錯誤捕獲の防止のため、昼間ははこわなの入り口を閉じておくことが望ましい。

なお、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに放獣すること。

また、被害を発生させているハクビシン等の捕獲が予想される場合は、予め市町と相談の上、有害捕獲で対応するなどにより、違法な捕獲処理が行われないようにすること。

イ 事故の発生防止

市町等は、捕獲を実施する際は、事前に地域住民および関係者への周知を図るとともに、従事者は市町が発行する従事者証を携帯するものとする。

アライグマは感染症を媒介する可能性があるため、捕獲したアライグマの取扱いには充分に注意し、噛まれる、爪でひつかかれる等による怪我のないように、必ず作業服や手袋をして素手で触れないようにする他、糞尿の始末の際にはマスクやゴーグルを着用するなど十分な防備をして行う。万一、事故があった場合には、速やかに適切な措置を講じることとする。

ウ 捕獲個体

捕獲個体を運搬する場合は、動物へ過度なストレスがかからぬよう配慮し、はこわなを針金で補強するなどし、逸出防止に努める。

8 捕獲個体の処置

市町と捕獲班が、関係機関等と協力して実施する（殺処置の例外を除く。）

(1) 殺処置方法

- ・ 捕獲したアライグマは、動物愛護の観点から、できる限り苦痛を与えない適切な方法（獣医師による二段階注射、または炭酸ガスなど）により殺処置することとする。
- ・ また、捕獲従事者の感染症等の罹患の防止、他の動物への感染症防止などの観点から、出血をともなう方法、水づけなどの方法は採らないようにする。

(2) 殺処置の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、県は外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ているもの、または、外来生物法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができるものに譲り渡すことを検討する。

(3) 殺処置後の最終処置

殺処置された個体を現地に放棄等を行うことは、感染症等の他の動物への悪影響を及ぼすおそれから、できる限り焼却処置することとする。

9 傷病鳥獣として救護されたアライグマの扱い

外来生物法により、野外へ放すことは禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

10 被害の予防対策

県、市町、地域住民、農業者、施設管理者、関係団体等が連携して実施する。

(1) アライグマの餌管理

- ・ 集落内に取り残された農作物、果樹等や放置された生ゴミやペットフード等は、アライグマの格好の餌となる。こうした餌は、アライグマを引き寄せるだけでなく個体数の増加に繋がる原因となる。よって、県、市町は連携して、出没、被害情報を積極的に収集、配信するなどして、アライグマに対する予防対策意識の啓発を行う。
- ・ 地域住民や農業者、社寺仏閣などの施設管理者は、集落や農耕地、管理敷地等をアライグマの餌場にしないよう地域全体で徹底した餌の管理に努める。

(2) 農業被害

- ・ 農作物被害の防止のためには、徹底した捕獲に加えて、県、市町、関係団体、農業者は連携して農地や集落環境の整備を図る必要がある。
- ・ 県と市町は、農業関係団体等と連携し、防護柵等の効果的な防除方法の活用や、管理方法の普及啓発を行う。また、農業者は、防護柵等の防除対策により農作物被害を受けないように努めるとともに、農作物被害状況を市町へ情報提供する。

(3) 生活環境被害

- ・ 家屋侵入による生活環境被害を予防するため、施設管理者（住民）はアライグマの侵入口になりうる壁、床下、家屋屋根付近等の隙間をふさぐよう努める。特に古い木造家屋については、冬期や繁殖時期には隙間から屋根裏に侵入し、休息、繁殖場所として利用するため、注意する。自治会の役員等は地域の住民に、地域内の被害状況などを情報伝達するとともに、被害防止方法について普及啓発を行う。
- ・ 県は市町に対し、効果的な予防方法や情報を提供し、市町は自治会の役員や住民からの相談に対し積極的に情報を伝えることで、住民が被害の予防や被害対応ができるように支援する。

(4) 文化財被害

- ・ 建造物等の文化財へのアライグマによる被害を未然に防止するため、文化財の所有者および管理者は、日ごろから建造物の柱などに残された爪跡など生息痕跡の確認に努め、被害を及ぼす恐れが生じた場合は、速やかに市町の文化財担当課とその対策について協議し、必要に応じて捕獲等の措置を行う。
- ・ 県、および市町の文化財保護担当課は、文化財の所有者および管理者がアライグマの被害への予防的対策が実施できるよう、情報提供その他の支援を行う。

(5) 希少動物への被害

県内に生息する希少なカエルやサンショウウオなどの水棲動物等が、アライグマの捕食等により被害を受けないように、県、市町、関係団体は協力して希少な動物の生息場所の巡視等を行うとともに、アライグマの生息が確認された場合は、早急に、捕獲を行うこととする。

1.1 普及啓発

- ・ 県、市町は住民、農業者等の個人や関係団体に対し、セミナーや講演会等の開催や、パンフレット等の資料を配布することなどにより、アライグマの生態等の基礎的知識、被害の現状、被害予防対策等の普及啓発に努める。
- ・ 県は、防除実施計画の進行状況やモニタリング結果などをホームページ等で公表し、防除事業の周知に努める。
- ・ 県、市町は、アライグマが人間の手によって国内に持ち込まれ、人間の都合により野生化し被害をもたらしているという、アライグマ問題の背景を、県民に正しく伝え、動物を飼育する人間の責任と生態系の保全の重要性について機会あるごとに普及啓発に努める。

1.2 モニタリング

モニタリングについては、以下の通り実施する。

(1) 県

- ・ 生息状況や被害状況を把握するために市町や関係団体等の協力を得てモニタリングを実施する。
- ・ 県民や市町からの目撃や捕獲結果等を集約し、生息分布の状況、生息密度等を把握する。
- ・ 得られた情報を市町、関係機関へ提供し、防除事業に適切に反映させる。また、必要と判断された場合は、計画の見直しを行う。

(2) 市町

捕獲班と協力して捕獲記録票を作成し、はこわな設置場所や数、日数、捕獲頭数、捕獲個体の性別や幼獣・成獣の別、体重などの捕獲内容や被害内容等を県へ報告する。

13 合意形成等

(1) 地域等での合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整および合意形成に努める。また、協力体制を整え、地域ぐるみでアライグマ防除に当たっていく。

(2) 県民への情報提供、意見の収集

本計画を広く県民に周知し、県民の合意と協力の下に、本計画を実施していく。

(3) アライグマ防除実施計画検討委員会の設置

- ・ 外来生物への正しい理解の普及や有効かつ適切な対策の検討を行うために、学識経験者、獣医師会、農業者団体、狩猟団体、動物愛護団体、県・市町関係課で構成される「福井県アライグマ防除実施計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し協議した。
- ・ 県は、アライグマの防除の内容と実施について、パブリックコメント等で広く意見を聴取するとともに、計画をインターネットで公表するなどし、社会的な合意形成を図る。
- ・ 防除実施計画の策定、進行管理、見直し等に際しては、検討委員会において議論し、各方面からの意見を反映させるように努める。

14 進行管理

計画の進行管理は、以下の通りとする。

